環境社会配慮助言委員会
第46回　全体会合

日時　平成26年4月7日（月）14：30〜16:43
場所　JICA本部　1階113会議室

（独）国際協力機構

午後2時30分開会

○柿岡　それでは、2時半になりましたので、第46回全体会合を進めてまいりたいと思います。
まず全体会合に先立ちまして、JICA審査部の人事異動について冒頭お知らせ申し上げたいと思います。
○升本　升本です。4月1日付けで横浜にございますJICAの横浜国際センターというところに異動になりました。審査部で丸3年の間、いろいろ本当にお世話になりました。私が最初に参ったとき、ちょうど3年前のこの会議で、これまで何度もお話ししているかもしれませんが、ウガンダの非常に熱い議論がなされておりまして、いやいや大変なところへ来たものだというふうに思いましたが、何とか皆様のご協力でいろいろご迷惑をかけつつも3年間事務局を務めさせていただきました。
　横浜のほうでは市民参加ということで、直接環境社会配慮との関係はございませんが、引き続き国際協力に携わってまいりますし、また環境社会配慮は私にとっても非常に関心のある分野ですので、また戻って来られたらいいなというふうに思っております。
　私の後任として宮崎という者が来ておりまして、後ほどご紹介させていただきたいと思います。
　3年間、本当にありがとうございました。
○宮崎　では引き続きまして、4月1日付けで審査部の次長として着任いたしました宮崎と申します。前任者の升本は3年間こちらの審査部のほうにおりましたので、これまでの経緯等の把握につきまして、なかなか升本にキャッチアップするのは厳しいと思っておりますけれども、早くキャッチップしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。
　なお、私3月いっぱいまではJICAの本部内の経済基盤開発部という部署におりました。本日も高速鉄道の説明がございますけれども、担当しております分野が、最近の政府の政策もございまして海外でのインフラプロジェクトを迅速に推進することが求められる立場におりました。もちろん環境社会配慮の重要性につきましては認識していたところでございますけれども、ともすれば環境社会配慮をきちんとすることとプロジェクトを迅速に進めることというものがまるで相反するものではないかと思ってしまうような間違った認識を持ってしまう場面がなかったとは言えないところもございました。今回審査部に参りましたので、こういった環境社会配慮をきちんと行うことがプロジェクトの質も上げ、ひいては開発効果を最大化するということを肝に銘じ、皆様にご支援いただきつつ推進してまいりたいというふうに思っております。
　村山委員長あるいは両副委員長、そして委員の皆様、お名刺をまだ交換させていただいていない皆様もいらっしゃいますけれども、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○柿岡　それでは、人事異動のご連絡についてはこれで終わりにしたいと思いますので、引き続きまして、新年度の全体会合につきまして、委員長、よろしくお願いいたします。
○村山委員長　それでは、第46回になりますが、全体会合を進めさせていただきたいと思います。
　まず案件概要の説明ということで、今日は2件ございます。一つが、トルコの揚水発電所の建設事業ということで、こちらはスコーピング段階の案件ということです。
　では、最初に説明のほうをよろしくお願いいたします。
○花立　トルコを含めました欧州を担当しております担当課長の花立と申します。
　本日はトルコの可変速揚水発電所建設事業につきまして案件の概要を資料に沿ってご説明させていただきます。
　まず、事業の背景でございますけれども、トルコにつきましてはここ10年の経済成長に伴いまして電力需要が非常に伸びており、統計によりますと1970年以来平均8%以上の成長しております。ここ数年、ここ10年に限っても経済成長率が5%を超える成長を遂げているということもあり、2011年になりますけれども、電力需要は最大で約3万MWまで増加しております。これは東京の3分の2程度の電力をまかなう量だと聞いております。
　電源構成は石炭・石油。天然ガスの火力発電が75%を占めておりまして、石炭・石油をベース供給力、天然ガスをミドル供給力、水力をピーク供給力として使用しております。
　2011年時点でベースとなる電力の需給均衡というのは保たれておりますけれども、ピーク時、オフピーク時、昼と夜ということになりますと、その差が年々拡大しておるということもございます。トルコの送電公社によりますと、ピーク需要については引き続き年率約7%ずつ増えておりまして、最終的には5万5,000MWまで増加すると予測されておりまして、2015年には、来年になってしまいますけれども、ピーク需要にもう対応できなくなるというような見込みも出ており、トルコ政府としては電力の供給というのが非常に大きな国の課題となっております。
　ちなみにエネルギーの需給率というのも非常にトルコは低うございまして、ほかの中東の国とは違いまして需給率が30%未満ということで、エネルギーにつきましては石油・天然ガス等を中東やロシアからの輸入に頼っているという状況でございます。
　こうした背景を受けまして、トルコとしてはエネルギーの需給率の改善を目的として、特に再生可能エネルギーの増量を促進しておりまして、特に風力発電につきましては2023年までに設備量の2万MWの確保を目標に鋭意発電所の建設等を進めているという状況でございます。
　第九次国家開発計画におきましても電力インフラの向上が明記されておりまして、電力セクターの戦略ペーパーにおきましても需給バランスの改善というのを掲げてお

ります。具体的には、引き続き増加が見込まれております電力需要に対しての火力発電等によるベース供給力の強化とともに、先ほど申しましたより安定的なピーク時対応、昼と夜の差が大きいということで、夜に水を揚げて昼にその電力を確保する揚水発電所の導入というのを検討してきておりました。

我が国としても対トルコの国別援助方針におきまして重点分野の一つに持続的経済発展の支援というのを掲げており、国としてトルコ自体はかなり経済成長が進んではおりますけれども、さらにそれを持続的に進めていくためのインフラ等の整備を重点として掲げております。そういった意味でこのプロジェクトそのものもそういった方針に合致しているものでございます。

事業の概要に移ります。こちら場所が首都のアンカラとイスタンブールの中間ぐらいになりますけれども、エスキシェヒル県のギョクチェカヤというところに可変速揚水発電所を建設することによって、今後増加が予定されておりますピーク時の電力需要へ対応するとともに、特にこの可変速揚水というものの特徴でもございますけれども、周波数維持を通じた電力系統安定化を図ってトルコの持続的な経済・社会発展に寄与するということを目的として事業を進めるものでございます。

事業概要でつきましては、この可変速揚水発電所を建設する事業で、合計出力数が1,400MWに絡む関連施設、土木等の構造物等をつくるものでございます。あわせてコンサルティング・サービスとして詳細設計、入札補助、施工監理等を含める事業でございます。

事業の実施体制でございますが、借入人はトルコの政府になっておりまして、実施機関は国家水利庁。運営・維持管理につきましてはトルコの発電公社あるいは送電公社になりますけれども、こちらは協力準備調査で確認することになっております。

先ほどちょっとお話ししましたけれども、揚水発電の仕組みでございますけれども、こちら下部の調整池がございますが、こちらから電力が余っている時期に上のほうに汲み上げて、その汲み上げた水をピークとなる昼に落として発電するという仕組みになっております。特に可変速揚水発電の可変速というのはいわゆる発電をするタービンの回転を可変とするものでございまして、これは日本が開発したものでございまして、昼夜問わず迅速に需給調整ができる、あるいは急な電力の発電によって電力が不安定にならない、優れた系統の安定化に寄与するような発電所になっております。1987年に実用化された技術でございます。

具体的に今現在行っております調査の概要ですが、事業費、実施体制、運営・維持管理体制、環境及び社会面の配慮など、将来的に有償資金協力事業として実施するための審査に必要な調査というのを今現在行っております。

続きまして、環境社会配慮面の概要でございますけれども、本件につきましては2010年4月のJICAの環境社会配慮ガイドラインに基づいてカテゴリAということで分類されており、その中の水力発電セクターに該当するものです。

環境配慮部分につきまして本件のプロジェクトの関係について簡単にご説明いたします。対象地域の一帯は山岳帯とその裾野の盆地で構成されておりまして、山岳帯にはブナ等の落葉樹が生育しておりますし、盆地には穀物・牧草・地中海性低木林等が作付けされた半自然地域になっております。

先ほど下のダムと上のダムという話がございました、既に下部調整池としては既存の水力発電所というものがございますので、そちらのほうは河川をとめて調整池を新たにつくるというものではございませんので、全体のプロジェクトの中においてはその影響というのは限定的であるというふうに思っております。

それと、過去にJICAは可変速揚水発電技術適用可能性調査を実施しております。保護を対象とする固有種の生息等の確認はしていないのですけれども、改めて本調査において調査を行う予定になっております。対象地域には猛禽類としてカラフトワシ、カタジロワシ等の渡り鳥のコースにはなっておりますので、そういったものについても調査する予定になっております。

それと社会面でございますけれども、先ほども申した上部の調整池の候補地の周辺には三つの村が存在しておりまして、それらの総人口が約500名弱ということで、その上部の調整池の候補地内においては農地と墓地とセカンドハウス2戸等がこれまでの調査で確認されておりまして、移転の必要性が見込まれておりますが、詳細につきましては協力準備調査で確認する予定になっております。

もちろんこの村の住民の生計には直接・間接的に影響が及ぶ可能性もございますので、そういったものも生活実態等も含めて土地利用状況等を調査することになっております。

調査スコーピング案の決定前には最終報告書の確定前を含めて、3度現地ステークホルダー協議を行う予定にしておりまして、そういった協議を踏まえて必要な措置を講じる予定でおります。

こちらが現地のサイトの状況になっておりまして、先ほどお話させていただきましたけれども、下部の調整池はもう既に既存のダムがつくられておりまして、そこから地下を通じて水を上部のほうに汲み上げるような形での揚水発電所になっており、上部のほうが農地の村落等になっておりまして、そこが候補地になっております。

最後に、こちらが全体のスケジュールになっておりますけれども、既に調査は現地調査を一度しておりまして、次回の現地調査前までに皆様のご意見を踏まえたスコーピング案というものを策定する予定になっております。

簡単ではございますけれども、以上がトルコの可変速揚水発電所建設事業の事業概要になっております。

○村山委員長　ありがとうございました。

それでは、ご質問ありましたらお願いいたします。平山委員、どうぞ。

○平山委員　一つ教えていただきたいのですが。ページで3ページ、三つ目のフリップ

ですけれども、一番最後のところに、我が国の対トルコの国別援助方針では重点分野の一つとして持続的経済発展の支援というものが掲げてあるということなのですけれども、これは絡む趣旨ではなくてちょっと教えていただきたいということなのですが、普通言うときには持続的開発または発展という言い方をすると思うのですけれども、ここで言われている持続的経済発展の支援というものの意味は、いわゆるサステイナブルディベロップメントと違うのか違わないのかということと、それから、違うとすればどのように違うのかということ、そして同じであるとすればなぜ違う言葉をお使いになったのかという、非常に事業の中身とは関係がないのですけれども、特にトルコの経済成長率というのが以前は8%以上、最近では5%とおっしゃいましたか、かなり高いということが最初にご説明ありましたので、それとの関係でこの言葉、基本的な理念ということでどういうことを表現しようとしておられるのかということをちょっとご説明願いたいと思うのですが。

○花立　ありがとうございます。

　トルコにつきましては重点分野の一つが先ほどお話しした持続的経済発展の支援とございますけれども、具体的な意味としましては、確かにお話のとおりサステイナブルディベロップメントということかと思いますが、過去10年の間にものすごい経済成長をしている中において、都市の環境の改善や環境負荷の軽減に資するインフラの整備、あるいは防災であったり災害対策といったようなある程度成長が進んでくる中において生じる課題に対し、均衡ある国の発展というものを目指してトルコが成長しているというところにフォーカスしまして、我が国としてもそういった都市環境の改善であったり環境負荷の軽減に役立つようなインフラの整備、あるいは防災・災害対策等の協力をしていくという方針の中にあるものということです。文言につきましてはまさに持続的なトルコの成長に資するものということで、特に何か意味があってということではないというふうに理解しておりますけれども、政府が重点分野というもので掲げたものです。

　すみません、ちょっと回答になっていないかもしれませんけれども以上でございます。

○村山委員長　ほかにいかがでしょうか。長谷川委員。

○長谷川委員　同じスライドだと思うのですが、トルコの発電の方式として風力の発電とかあるいは火力の発電とかいろいろ背景の中に書いてあるのですが、今回の案件の中で揚水発電というのが特に注目されて出てきた理由と言いますか、その辺をちょっと教えてください。

○花立　すみません、言葉足らずなところがあったかと思いますけれども。トルコは全体として電力需給が増加している中におきまして、特にピーク時の電力需要も増加をしておりますし、そのピーク時と非ピーク時というか昼と夜との電力の差が非常に大きくなってきているというのも一つの国の特徴としてございまして。もちろんこれ

までもオフピーク時に対応できるように電力の調整というのは行ってきたのですけれども、国の中においてそれをさらに対応していく必要があるというところでこの揚水発電の案件というものが国のニーズとして上がってきております。

○村山委員長　よろしいですか。

では、米田委員。

○米田委員　二つあります。一つは、下の調整池が既存の発電所ということで、今行っている発電はどうなるのでしょうかというのが一つ目の質問です。

もう一つの質問は、スライドの8枚目に猛禽類の話が出てくるのですけれども、これがここで特に注意するものとして挙げてある理由をもう少し詳しく教えていただければと思ったのですが。

○花立　ありがとうございます。

まず、下の調整池もう既に現時点においても使っておる流れ込み式の水力発電所がそこで278MWのものがございまして、こちらについてはトルコのDSIが所有しておりますけれども、現時点においてその発電所自体を廃止するとの意向は聞いておりませんので、引き続きそれについてはトルコ側において使っていく発電所として残していくものだというふうに理解はしております。というのが一つ目のご質問だったかと思います。

それともう一つの猛禽類につきましては、こちらはこれまでの調査の中でわかっているものとして、こういったもののコースになっているということで、あくまで例示として挙げさせていただいたものでございますので、今後この調査の中においてそういった猛禽類の飛来行動については調査をして、どういった影響になり得るのかというのは確認する予定になっております。

ちなみに、こちらの例として挙げておりますカラフトワシとカタジロワシも基本的にはそこで繁殖している場所になっているとかそういうことではないというふうに理解をしておりますので、あくまで上を飛来しているということですので影響は小さいものというふうに今の時点では理解しております。

○村山委員長　柳委員。

○柳委員　ダムの宿命と言いますか、やはり上流でつくってもやはり埋まってしまうんですよね。これが排砂するというか砂を排出するということによって下流に影響を与えるというのはどこでもあることですけれども、その下流での農業または内水面漁業等にどういう配慮をするのかということは計画段階で考えておかなければいけないことですよね。特にそのことについては全く触れられていないので、そのことについてはどういうふうにお考えになっているかをお尋ねしたいと思います。

○花立　ご指摘の点ありがとうございます。もちろんその点につきましてもこの調査の全体の中において下流域にどういった影響があるのかというのは確認する予定にしております。

○村山委員長　よろしいですか。
　日比委員、どうぞ。
○日比委員　ありがとうございます。
　下部の調整池は既存のものを使うことで本事業での影響は限定的であるというふうに書かれているのですが、具体的にその上部の調整池の影響範囲と言いますか、例えば水没面積どの程度というふうに、規模感をちょっと教えていただけると助かるのですけれども。
○花立　すみません、ちょっとまだそこらあたりどこにそのものをつくるのかというあたりをまさに調査で進めていきますので、それによって規模感が大分変わってきます。地形ももちろんありますので規模感が若干そこは変わってくるというふうに理解しておりますので、そこは今の調査の中でしっかり確認したいと思っております。
○平山委員　もう一つ、非常に技術的な、基礎的なことをちょっとお伺いしてみたいのですけれども。この可変速揚水発電所というのは、1単位電力量を発電するのに必要とされる流し落とす水量がどのぐらいで、それから1単位電力量が揚水するときに引き上げる水の量がどのぐらいなのか。要するにどのぐらいの損失があるかということなのですけれども、もしわかっていれば、私素人なのでよくわからないので教えていただければと思いますが。
○花立　可変速ではないのですけれども、揚水発電では10のエネルギーで水を上に揚げて7ぐらい大体発電するというようなイメージというふうに理解していただければと思っていますので。まさに夜間に余っている電力を使って10で揚げて、昼に7を出すことでピーク時への電力対応をするというようなイメージでございます。
○平山委員　そのぐらいの効率なのですか。ありがとうございました。
○村山委員長　よろしいでしょうか。
　私から伺いたいことが一つ二つあります。一つは、8ページ目にある11年度の調査ですけれども、これはトルコ全体で行われて、その中に今回の場所が入っていたのか、あるいはこの場所についてのみの調査なのかということです。
　それからもう一つは、先ほど日比委員から規模感という話がありましたが、場所は大体ここで決まっているのでしょうか、あるいは代替案としてほかにも考えられるのか。さらに、代替案として考えようとすれば、規模についてはまだ幾つかの選択肢がありそうなのかどうなのかというのが二つ目です。
○花立　ありがとうございます。
　過去の2011年の調査の際には幾つかの候補で、具体的には当時二つの候補地での調査ということで調査いたしまして、その調査を踏まえてトルコ側において最終的にこの地域に可変速揚水発電所をというようなお話がございまして、そういう意味で今現在この地域にこの発電所をつくるということはトルコ政府のほうでは考えて決定したものということになっております。

ですので、過去の調査は幾つかやっておりますけれども、もともとは二つ候補があって、その前にはもちろん幾つかさらにもっと大きな候補があってというようなプロセスを経て最終的に現在のギョクチェカヤというところに建設するというお話が来ております。

以上でございます。

○村山委員長　二つ目の質問についてはいかがでしょうか。

○花立　今のこの場所に建設するというのはトルコ側のほうで決定したものですので、候補地があるということではございません。こちらが最終的に建設地になっております。その中において、どの位置にダムをというところ、つまりこの場所においてどこに池をつくるのかというのはまだ決まってはおりませんけれども、ほぼこの地域にやるということはもう決まっております。

○村山委員長　場所は10ページの画を見ると大体決まっている気がするのですけれども、湛水面積についてどの程度確定しているのか、恐らくそれによって影響が変わってくる気がするのです。そのあたりはまだ余り確定的ではないというふうに考えていいですか。

○花立　すみません、ほぼこの場所なのですけれども、壁をつくる場所によって面積が若干変わってくると思いますが、そこは今数字等を持っていません。基本的にはこの地域にということで考えております。

○村山委員長　わかりました。

それでは、日比委員。

○日比委員　先ほどの私の質問と若干関連するのですけれども、まだ実際の事業地というのは最終的に確定するのはこれからということですので、これは多分言葉のあやだとは思うのですけれども、やはりこの8ページの環境配慮の二つ目のところで、全施設新規建設と比して限定的であると考えられるという表現がやや気になって。決まってない以上、限定的かどうかもわからないと思いますので、余り予見を持たずにこの調査の設計をしていただきたいなというふうに思います。お願いします。

○花立　ありがとうございます。その理解で対応したいと思います。

○村山委員長　はい、ではよろしいでしょうか。

それでは、この案件についてはこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○花立　ありがとうございました。

○村山委員長　では続きまして、二つ目のほうに移らせていただきます。インドネシアの高速鉄道の開発事業ということで、こちらは協力準備調査、有償となっていますが、特に段階はまだ決まっていないという理解でよろしいでしょうか。

では、準備ができましたらご説明をお願いいたします。

○一寸木　インドネシアジャワ高速鉄道開発事業準備調査、ジャカルタ～バンドン間

と題しまして、経済基盤開発部運輸交通・情報通信第一課の一寸木が説明させていただきます。

まず本日の説明ですが、事業の背景に始まりまして、スライドで映しています6点からご説明させていただきたいと思います。

まず、事業の背景ですが、インドネシアジャワ島における鉄道運行距離は3,425kmでございます。運輸省が策定した国家鉄道マスタープランでは、2030年にはジャワ島全体で延べ約8億人/年の鉄道旅客需要を見込んでおります。ちなみに、2012年は約2.5億人ということで、2030年までには約3倍になる予想です。

インドネシアといたしまして、航空、道路との競争において鉄道が適切な輸送分担を担うためには在来鉄道の改良に加えて、高速鉄道の整備といったものがネットワーク強化の観点から求められております。

先ほど申し上げましたが、このマスタープランではジャカルタ～スラバヤ間、こちらが約733kmになるのですけれども、こちらの高速鉄道が主要事業の一つとして挙げられております。また、この高速鉄道事業ですが、日本とインドネシア両国政府間で推進しているジャカルタ首都圏投資促進特別地域、こちらMPAと我々呼んでおり、こちらでも優先事業の一つとして該当しているような状況です。

次に、調査の全体計画でございます。上に映しております図はジャワ島の部分をクローズアップして、色がついた部分が各在来線でございます。今回は、ジャカルタ～バンドン間に特化しております。こちらの赤い部分になります。こちらを第Ｉ期整備区間と位置づけておりまして、この部分で調査を行います。

次は下の図なのですが、インドネシアと日本の東海道新幹線ということで、人口分布を示しております。比較いたしますと、インドネシアのほうバンドン間までで約日本で言うところの名古屋でありますとか新大阪というところとほぼ同規模の都市が散布しているということが確認されるかと思います。

次に、本プロジェクト対象地域の現況でございます。こちらジャカルタ～バンドン間をクローズアップした図が左側でございます。赤い部分が暫定的に決めております第Ｉ期の整備区間を示しておりまして、黒が在来線、青が高速道路となっております。赤丸の部分が工業地帯となっています。

次に、右上の写真ですが、こちらジャカルタ首都圏の状況を示しておりまして、非常にビルなどが乱立しているような状況となっております。

変わりまして真ん中の写真なのですが、こちらバンドンに行くに従って山岳部になりますので、こちらも何かしら工事を行う必要があるのですが、現状としましてはこのように棚田が広がっているようなところも見受けられるといった状況です

最後の写真は、既存のバンドン駅の状況でございます。

次に、今回の調査方針と概要についてです。今回のジャカルタ～バンドン間を検討するに当たってはPhase分けをして調査を2段階で行いたいと考えております。まず、

インドネシア政府の意思決定を促す目的にてジャカルタ～バンドン間の高速鉄道導入に係る基礎情報収集をまずPhase Ⅰ調査として今回実施したいと考えております。その後、先方政府の意思決定が確認できた時点で、同じくこのジャカルタ～バンドン間を対象としたPhase Ⅱ調査を行いまして、この二つの調査で通常の協力準備調査1本が完了するようなイメージというふうに考えております。

赤枠が本調査の示す調査内容でありまして、点線部分が将来的に行うであろうPhase Ⅱ調査の調査内容となっております。

次に、環境社会配慮についてですが、本調査は、繰り返しにもなりますけれども、インドネシア側の意思決定を促す目的にて高速鉄道導入に係る必要性と妥当性、これの検証を基礎情報収集で行いたいと思っております。

よって、スコーピングであるとか詳細調査等の内容については、後続のPhase Ⅱ調査で追って行いたいと考えております。

助言を求める事項といたしましては基本的にはPhase Ⅱ調査と考えておりまして、スコーピング案については、予定ですけれども、2015年第3四半期、次にドラフトファイナルレポートの説明については2016年の第4四半期を考えております。

また、環境カテゴリについてはA、適用ガイドラインについてはJICA環境社会配慮ガイドライン2010年4月版を適用するといった形になっております。

まず、環境配慮についてですが、本事業についてはインドネシアにおいて環境アセスメント報告書、AMDALの作成が必要とされております。

一方で、社会配慮につきましても、今回の対象区間について住民移転であるとか用地取得といったものは免れるような状況ではございません。このような場合、インドネシア国におきましては、用地取得でありますとか住民移転の法制度、他事例等確認の上、本体事業開始までに適切な住民移転・用地取得計画、LARAPと呼んでおるのですけれども、こちらが策定される必要があるといった状況になります。

先ほど申し上げましたが、深堀りする調査につきましてはPhase Ⅱの調査で行いたいと考えておりますので、こちらのAMDALでありますとかLARAPについては後続の調査で行いたいと考えております。

最後に、調査工程ですけれども、まずPhase Ⅰの調査につきましては、昨年末に契約を行いまして現在実施中でございます。環境社会配慮に係る部分につきましては相手国の環境関連の法令等の確認と情報収集をやっていくような状況であります。

将来的にPhase Ⅰの調査が完了いたしましたら、2015年半ばにインドネシア政府内でこちらについての意思決定をする予定であります。この具体的な意思決定というのは、我々としては日本の新幹線方式を導入したいということで考えておりますので、こちらについてのコミットを求めていくということを考えております。この新幹線方式を彼らがのむと言った場合には、Phase Ⅱ調査を発注いたしまして、この中で深堀りしたいというふうに考えております。

以上が案件概要になります。

○村山委員長　ありがとうございました。

ご質問を受ける前に確認させていただきたいのですが。スコーピングのあたりは来年の第3四半期ということなので結構時間があるのですが、この段階でご説明をいただいた趣旨というか位置づけを確認させていただけますでしょうか。

○一寸木　通常の協力準備調査の流れとは今回ご指摘のとおり異なっております。この背景といたしましては、これまでもほかのインドネシア案件とか、後々になって当初の前提条件を覆されるといった話は多々ほかの、鉄道だけではなくて他セクターでも多発しているような状況です。このような先方からの要望が後になって出てくるといったときで、調査の内容を大幅に変更して、また契約変更して再度調査をやるといった形で、手戻りであるとか負荷はかなりかかっているといったのが現状であり、このようなことを反省いたしまして、まずは段階を踏んでやっていくことが重要と。そして、手戻りを防ぐといった考え方から、今回PhaseⅠ調査とPhaseⅡ調査と2段階に分けて行う、そういった仕掛けを行っているというような状況です。

○村山委員長　では、スコーピング段階でもう一度こういった説明をいただいて、ワーキングを作成した上で助言を検討すると、そういう段階がまた来るということですね。

○一寸木　そうですね。この調査の期間については現段階では決まっているのですが、いかんせんインドネシア政府内の意思決定といったところでどれだけ時間を要するかというのはまだ未確定な部分ではありますが、おおよそこのぐらいの時期だろうといったところで予定ということで示させていただいております。

○村山委員長　わかりました。

では、そのような状況でということを踏まえてご質問いただければと思います。

松下委員、どうぞ

○松下委員　ありがとうございました。

調査工程のところでは今後2015年にインドネシア政府における意思決定がされるということですが、その中で日本の新幹線方式が採用されることを想定しているというふうに理解したのですが。日本の新幹線方式以外の方式が採用される可能性だとか、あるいは競合する方式というのはどういう状況でしょうか。

○一寸木　今回のPhaseⅠ調査の中でやはり彼らのほうからも他国の高速鉄道保有国と比較をしてほしいということが求められております。そのような中で日本の優位性を示して、まずはPhaseⅠ調査の中で日本方式を採用されたいというふうに考えてはおるのですが。最悪のパターンとして、仮に欧州仕様のようなものを彼らが選択した場合でも、できる限り日本の方式をスペックにできるような形で何らかのPhaseⅡ調査というのは打つかどうかというのは今後検討かと思っております。

○村山委員長　ほかにはいかがでしょうか。

○作本副委員長　何点か聞かせてください。このバンドンでの新幹線というのは今事業として大きな関心を呼んでいるところかと思うんですけれども、まず、バンドンの先は恐らくPhase IIでまた考える、先で考えるのかわからないのですが、この先はずっとすごい山岳地域なのですよね。ということはバンドン止まりまでの事業ということなのでしょうか。後々ジョグジャとか先のほうの中部ジャワ地域までつなげる予定があるのかどうかということが一つ目。

あと二つ目が、主な利用者、バンドンの人口大きいし、今ジャカルタの人口がだんだん拡張して増えてこちらのほうということで、主な利用者というのは大体車を使っている人が多いのですけれども、どういう対象を考えているのかどうかということが二つ目。

三つ目が、Phase IIで環境社会配慮含めて深堀りの調査をしたいということなのですが、2002年に土地収用法というのが法律第1号で通りましたよね。公益土地収用法というのが、例えば500日ぐらいでしたか、ちょっと日にち正確には覚えていませんが、もう強制的に収用できるという法律が今通ったわけでありますけれども。その背後にはやはりこういうインフラ事業をある意味では期限内に進めていかなければという国策めいたものが見え隠れするわけですが。

そういう意味で第Phase IIでこの環境社会配慮を持ち込むということはある意味ではより早い段階で環境配慮を取り入れるという考え方とちょっと逆行しないのかなと思って、できるだけ計画段階の早い時期に環境社会配慮の側面を議論していったほうがいいのではないかということです。三つ目は意見でありますが。いかがでしょうか。

○一寸木　まず、バンドンより先についてはマスタープラン等々の中ではスラバヤまでを目標としてすえております。しかしながら、あくまで将来区間ということで考えておりますので、全く具体化されているようなものではございません。

まず、スラバヤまで一気通貫でやるという話もあるかもしれないのですけれども、かなり投資規模が大きいです、これは新幹線という性質上です。なので、やはりインドネシア側の負担にならない範囲で、かつ採算性とかもとれるところといったところでバンドンまでが第1期区間ということになっております。

あと、利用者についてなのですけれども、現在は自家用車であるとかバス、あと都市鉄道も一応ありますので、そちらのほうの利用者を将来的には高速鉄道にシフトさせていくといったことを考えております。

あと、収用法等々についても今回の調査で確認しようと考えておりますが、これも一気通貫ですべての調査をやってしまうとこれまでの他セクターとかの絡みもありまして、後々になって手戻り、やり直した後追加の要求等も来ることを非常に懸念しております。なので、まずは我々としては日本方式の採用を目指すことが最優先。これが欧州規格とかとも比較いたしまして環境低減やトンネル断面積などかなり厳しいところで我々新幹線を走らせているといったことがありますので、まずはこちらの導入

のほうを彼らに対して働きかけていきたいというふうに考えております。
○作本副委員長　ありがとうございます。
○村山委員長　長谷川委員、どうぞ。
○長谷川委員　技術的あるいは採算性の面ではこういった細切れで検討していくということもあると思うのですが、ことが環境とか社会面の場合、全体像を対象としたマスタープラン段階でのSEAという発想もありますけれども、環境社会配慮を一度してみるというふうなそういったことは何か検討されたようなことはなかったのですかね。
○一寸木　高速鉄道を採用したというところに関しまして、国家鉄道マスタープラン、先ほど冒頭にも説明させていただきました、こちらの中で高速鉄道を投入するということで既に検討がなされております。その後なのですけれども、日本政府のほうですね、JETROでありますとか国交省、経産省のほうで今回に関してのプレFSについては実施しておりまして、それをインドネシア側で再度検討された後、今回の要請というのが上がってきたものと、そういった状況になります。
○村山委員長　平山委員。
○平山委員　2点お伺いしたいのですけれども。1点目は今出てきましたマスタープランなのですけれども、このマスタープランの段階でスライドとしては3ページに地図がありますけれども、ここを見ますと、飛行場が三つ近くにありますよね。この飛行場との役割分担、高速鉄道との役割分担というのがどういうふうに考えられているのだろうということで、人が増えるから鉄道のほうで捌くのだという考え方なのか、それとも別の考え方があるのかということですけれども、そこが1点と、
　もう1つ気になりますのが、5番目のスライドの一番上のところで、本調査はインドネシア側の意思決定を促す目的にて、と書いてあるのですけれども、これは逆に言えば渋っておられるということなのですかという、それはないのだろうと思うのですけれども、そこのところはどういうことなのでしょうかという、この2点です。
○一寸木　まず、こちら空港が確かに何カ所かございます。今後の調査で検討する必要があるかと思っているのですけれども、空港アクセス機能、例えばジャカルタからカラワン、あとはバンドンからジャカルタ、こういったところで空港アクセス機能が持てるものなのかどうか、そういった検討も必要の可能性はあると思っております。その辺の需要ですね、その辺についてはPhase Ⅰの中で行いたいと思っております。
　あと、2点目の促す目的でとあります。決して渋っているようなことは彼らのほうではございません。それについてはこれまでも前段で三つのFSをやっておりますので、それについてより精緻化したものが欲しいといったところを要請されているので、決して後ろ向きな思いがあるとかそういったことではないというふうに理解しております。
○平山委員　1点目、もう少し教えていただきたいのですけれども。飛行場とこの新幹線の役割分担というのはこのマスタープランの中で検討されているのでしょうか。

○一寸木　検討されているという理解です。
○平山委員　どのように結論づけられているのでしょうか、役割分担が。要するに、飛行場で人がはけるのであれば新幹線はいらないではないかと。これは結論ではないのですけれども、そういう立場もあり得るわけで、その役割分担というのはどのようにされているのかというのが1問目の質問の趣旨だったのですけれども。
○一寸木　私も詳細にマスタープランを読んだわけではないのですが。空港についても確かにこちらで検討したように容量オーバーの可能性もあります。そういった中で徐々にこちらのほうを鉄道のほうにシフト及び共存していくといった考え方をマスタープランの中でされているというふうに理解しております。
○平山委員　シフトさせるのですか。
○村山委員長　ほかにいかがでしょうか。大体よろしいですか。
　では、これについてはまた次の段階で具体的なお話がいただけると思います。
　どうもありがとうございました。
　では、1件目の事業を含めて今後のスケジュールの確認をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
○柿岡　それでは、議事次第の裏側になりますが、別紙1をご覧ください。4月につきましてはワーキンググループが残念ながらございませんので、5月のほうをご覧ください。5月12日以降から5月30日まで、まだ予定のものもございますけれども、スケジュールが埋まっておりますので、この中で現在ご都合が悪い等ございましたらご指摘いただけますでしょうか。
　日比委員、お願いします。
○日比委員　5月19日はちょっと出張の予定が入っておりまして、16、もし移していただければ。
○柿岡　では、日比委員、5月19日が不都合となり、5月16日でとりあえずよろしいでしょうか。
　ほか、ございますでしょうか。
　5月26日、まだ満田委員の確認ができていませんけれども、5月26日ご都合のいい方いらっしゃいますでしょうか。
○村山委員長　もしおられなければ、私。
○柿岡　では、村山委員長、ありがとうございます。
　5月19日から5月30日まででですけれども、こちら会合の時間が30分ほど変わっております。14時30分開始ということで、また会議開催の段階でご案内させていただきたいと思いますけれども、開始時間についてご注意いただければと思います。
　続きまして、6月でございます。6月につきましては一部場所も研究所ということで市ヶ谷のほうになる場合もございます。こちら現時点でご都合の悪い委員いらっしゃいましたらお願いいたします。

早瀬委員、お願いします。
○早瀬委員　6月20日なのですけれども、ちょっと予定が入ってますので、出席できません。
○柿岡　ありがとうございます。6月20日不都合ということで承りました。
長谷川委員、お願いします。
○長谷川委員　6月9日が都合がつかずに、6月16日のほうに移動して、とりあえず6月16日お願いします。
○柿岡　ありがとうございます。では、6月9日が欠席で、6月16日へのシフトと致します。ありがとうございます。
ほかよろしかったでしょうか。
また6月につきましては次回、第47回、5月の全体会合でまた確認させていただきます。ゴールデンウィーク明け、5月9日となりますけれども、よろしくお願いいたします。
今年度も、5月9日、第47回全体会合、6月2日、第48回全体会合と、月初めに続けていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
では、スケジュール確認については以上でございます。ありがとうございました。
○村山委員長　それでは、よろしくお願いいたします。
この後今日は助言文書の確定1件とその他なのですが、運用面の見直しについて前回もご議論いただいたのですけれども、少し今日はご説明もありますので、若干早いのですが一旦休憩を入れさせていただいて、3時半ぐらいから再開をさせていただきたいと思います。

（休　　憩）

○村山委員長　それでは、再開させていただきます。
4番目として、ワーキンググループ会合報告及び助言文書等確定で、今日は1件、フィリピンのガスパイプライン建設事業のスコーピング案ということです。
こちらについては日比委員に主査をお願いしておりますので、まずご説明よろしくお願いいたします。
○日比委員　ありがとうございます。本件ワーキンググループの主査を務めさせていただきました日比でございます。こちらのほうのワーキング、3月10日に開かせていただきました。それで、清水谷委員、鋤柄委員、松本委員、私の4名でこの助言案の作成をさせていただきました。お手元の資料にありますとおり、全部で18の助言案をまとめてございます。
この事業なのですけれども、フィリピンマニラ首都圏の南方ですね、バタンガスからマニラ首都圏のほうに天然ガスのパイプラインを敷設するというもので、それの第1期としてその途中までのところを敷設するというものになります。
その途中に幾つかの産業団地の計画等がありまして、そこにまずは供給していくと

いうもので、天然ガスの受入地から総延長が確か六十数kmだったと思います、高圧のパイプが六十数km、そしてさらにその先に供給するラインが全部で10km程度かと思いますけれども、そういった事業ということになります。

助言案のほうなのですけれども、ざっと触れておきたいと思います。全体事項でございますけれども、もともとより首都圏までのこのパイプラインの全体事業があると。また、受入側、今はパイプラインが沖合からガス田からパイプラインがバタンガスまで来ているのですけれども、それに加えてそこが枯渇後は輸入の天然ガスの受入施設もできてくるということもありますので、全体のスコープの中における本事業の位置づけについて明確に記述をしてくださいというのが一つ目になります。

それから、2点目については、これはエネルギー構成、フィリピン国のエネルギー構成についての説明なのですけれども、ここをもう少しわかりやすく、少し矛盾があるように読み取れるような記述もあったのでわかりやすくしてくださいというのが二つ目になります。

それから、三つ目、これは化石燃料を扱う事業ですので、温室効果ガスについての記述というのもしてくださいと。もちろんこの事業自体はパイプラインですので、天然ガスが中を通るということであって、事業自体の気候変動への影響というのは限定的かとは思われるのですけれども、温室効果ガスを扱う事業の特性を考えた上で記述してくださいということを書いております。

そして4番目になります。これはパイプラインの強度について詳細な資料を記述することということになっております。

それから、代替案のほうでございますけれども、幾つか指摘がございまして、一つはガバナステーションの立地というのがどういった妥当性をもって決まってきているのかということを触れることというのが5番。

それから6番ですね、これはゼロオプションの書き方なのですけれども、天然ガスの利用を進めないということではなくて、パイプラインを建設しないという視点から書くようにと。

それから、最終的にはマニラ首都圏にガスを供給するということなのですけれども、天然ガスを供給するというだけであれば、もちろん南方ではなくてほかにもルートがあり得る中でなぜこれかということを記述することということになっております。

それから、スコーピングのほうになってきますけれども、8番では騒音・振動、夜間工事の想定もすること。

それから、9番目は温暖化関連ですね、これのちゃんと項目を立てて正負の影響を評価していくと。

それから、10番ですけれども、地形・地質の項目、断層の確認等も入れてくだいということ。

それから、11番ですけれども、これはこのパイプラインは基本的に安全ですという

ことが書いてあったのですけれども、近年も天然ガスパイプラインに関する事故も発生しているので、その教訓も踏まえた記述をするようにという指摘になっております。

12番、それに関連するかと思うのですけれども、事故の予測というものをしっかりして、その最大値を評価していこうと。書きぶりでは非常に可能性は低いというような書かれ方だったので、可能性が低いのは低いでいいのだけれども、起こった場合の影響の大きさというものをしっかり記述するようにという指摘をいただいております。

環境配慮でございますけれども、13番、こちらは重大な影響が想定される地域と自然保護区、KBAの関係をしっかり明らかにして書くようにということでございます。

14番については、特にパイプラインは全線地中化される計画になっておりますので、井戸水との関係ということを記述するようにという指摘になっております。

社会配慮でございますけれども、これはそのパイプライン、あるいはガバナステーション等が住宅地の近傍を通るという場合に何か法規制とかあるのかないのか、あれば何か補償のようなものがあるのかないのかということを明確にしてくださいというものです。

16番、これはこの事業で簡易RAPをするということになっているのですけれども、簡易RAPにする根拠というのをしっかり書いてくださいというご指摘です。

17番、18番はステークホルダー協議関連でございまして、17番は、被影響住民に対して行われる協議というのはちゃんと事故のリスク、先ほど11、12番あたりでもあったのですけれども、事故のリスクというものも十分説明、それと対策もあわせてですけれども、十分説明することということ。

それから、18番、これはジェンダーあるいは社会的弱者の参加あるいは意見表明の確保ということをお願いしているものでございます。

以上、18の助言案をご提案させていただいております。よろしくお願いします。

○村山委員長　ありがとうございました。

それでは、お気づきの点がありましたらお願いいたします。長谷川委員。

○長谷川委員　ここにあるようにたくさんの宿題がドラフトファイナルレポートに向かって出たのですけれども、当初の予定だと来月ですか、最終報告書案が出て、それに対するワーキンググループというのが。もしそうだとすると、今の時点で助言が出て、わずかこの期間しかなくて、ここである宿題が着実に尊重されるかということなのですが。その辺のスケジューリングはどうなっておりますかね。

○長瀬　今手元にちょっと資料を持ち合わせていないのですけれども、きちんと助言確定いただいたら、それをきちんと反映するような形で調査団のほうには指示するように主管部のほうが申しておりますので、その点はご安心していただければいいのかと思います。

○長谷川委員　当初はこの最初のワーキンググループが済んで、そこでの助言を踏まえて4カ月、5カ月おいてこういったものも踏まえながら本格調査をやるということで

しょうけれども、今回は当初のスケジュールどおりだとわずか1カ月もないんですよね。その辺本当に信頼に足るようなことになっているかどうかという懸念なのですが。
○長瀬　私どものほうとしてもそこはきちんと助言委員からの助言は反映していただくしかないので、ドラフトファイナルが最終的にでき上がるまでにきちんと対策をとっていただくようにお願いしていくつもりです。
○村山委員長　基本的にそのあたりはワーキングで調査団の方々とも一応の合意はされているわけですね。
○日比委員　ありがとうございます。この点について、特に確かにワーキングのメンバーでスケジュール感をそこまで明確に意識しながらこの助言案をつくっていったわけではないのですけれども、ただ、ワーキングの中では現地の調査団の皆さんとも直接やりとりをしながらやっておりまして、できるかできないかというようなこともその中で意見をやりとりしておりましたので。少なくとも私の感覚からいきますと、調査団のほうでこれはとても時間までにできないというような感触を持たれているというふうには捉えておりませんでしたので、調査団のほうでもこれは対応できるというふうに思っていらっしゃるというふうに思っています。
　もちろん、本日で助言案が確定したものが助言になるわけですけれども、このワーキング、実際は3月10日に開かれておりましたので、この1カ月ほどの間もこれに沿った形で多分調査団の方でプレリミナリーな作業を進めていらっしゃるのではないかなというふうに、これは想像というか予想ですけれども、しております。
○村山委員長　よろしいでしょうか。
○長谷川委員　そう言われてしまうと引っ込めざるを得ないのですけれども、当初予定が12月にワーキンググループをやると、それで助言案が出てきて、この5月にドラフトファイナルレポートですよということで十分な期間をとったんですよね。それがその辺が遅れて、3月助言があって、今日があって、それで5月ですよという、どうもその辺が心配だなという気はして。大丈夫だとおっしゃるならもうこれ以上言いません。ありがとうございます。
○村山委員長　今の点はもう一度DFRの段階で確認するということになると思います。
　ほかいかがでしょうか。よろしいですか。柳委員、どうぞ。
○柳委員　フィリピンの電力の需給率がまだ6割ぐらいで、天然ガスは8%ぐらいを占めるというような計画の中でこのパイプラインを整備されるというようなことだと思いますが。こういった天然ガス由来の法整備というのが、従来からもいろいろと課題になってきたと思っていますので、その点の整備環境はどういうふうに進捗されているのか。それと、建設事業がうまくタイアップされていくようになっているのか、その点について質問してよろしいのでしょうかね。
○村山委員長　今の点はワーキングで何か話がありましたでしょうか。
○日比委員　柳委員のおっしゃったことズバリの議論はなかったかと記憶しておりま

す。やや関連するとすれば、2番のところで少しそれに関連するやりとりがありまして、私の記憶しているところだとまだまだ天然ガスを進めていくという環境の整備というのはこれからだというような理解はして、これからというのはこういった事業を進めていくことによって天然ガスを高めていくんだというようなご説明だったかと理解しております。それが、法整備等がどこまで進んでいるかというところまではワーキングの中では議論をした記憶はございません。
○村山委員長　事務局のほうから何か追加ありますか、特にないですか。
　今の点、少し難しいところはありますが、JICAとして支援する事業がある意味でフィリピンでのこうした側面をリードしていくということがあるかもしれないですね。今の点も含めてDFRの段階で確認をしていただければと思います。
　ほかの点はいかがでしょうか。大体よろしいですか。
　では、特に助言案の文言に関するお話はなかったと思いますので、今日の案で確定させていただくということにしたいと思います。ありがとうございました。
○日比委員　ありがとうございました。
○村山委員長　では、今日はあと一つで、その他に先ほども申し上げましたようにガイドラインの運用面の見直しということが挙げられています。これは前回も少し頭出しをしていただきましたが、今日はやや詳しめの資料を用意していただいていますので、まず事務局のほうからご説明をいただいて、少しディスカッションをさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。
　では、少しお待ちください。
○山邊　お待たせして申し訳ございません。それでは、始めさせていただきます。
　環境社会配慮ガイドライン運用面の見直しについての2回目ということで、審査部の山邊でございます。前回に引き続きましてこの件議題に上げさせていただきました。
　前回も申し上げましたが、私はいわゆる事務局の人間ではございませんで、通常はこのセーフガードとは関係のない業務を担当しておりまして、この運用面の見直しのタスクは特別にアサインされたものでございます。
　それでは、まず右下に2とあるスライドでございますが、本日ご説明させていただく内容としましては大きく4点ございます。1点目といたしましては、先月の全体会合での主な議論を紹介させていただきます。先月の会合では見直しの進め方につきまして私どもが考えていることをお伝えして、それに対して委員の皆様から貴重なご意見をいただきました。先月の会合に残念ながらご欠席の方もいらっしゃいましたので、まずは先月の会合についてポイントを簡単に紹介、ご説明させていただきたいということでございます。
　それから、2点目が検討課題の整理。先月の会合で委員の皆様から頂戴いたしました宿題につきまして、私どもの対応状況の経過報告をさせていただきます。
　3点目が助言委員会でご議論いただく体制について。前回会合におきましてあくまで

運用面の見直しでございますので、JICA自身が原案を考えるということだと思いますが、そうだとしても課題の設定から具体的な見直しの内容まで助言委員会の皆様にしっかりご意見をいただきながら進めたいということも申し上げたかと思います。本日はもう少しその辺具体的に助言委員会でご議論いただく体制ということで1案考えてみました。

4点目は前回会合でも若干触れさせていただきましたが、改めてスケジュール感の共有ということでございます。

以上4点をご説明して、委員の皆様のご意見をいただいて今後の進め方の枠組みをある程度固めることができればと考えてございます。

次のスライド3に移りまして、先月の全体会合の議論についてでございます。まず、私のほうから見直しに係るガイドラインの規定を紹介させていただきました。パワーポイントの資料の最後に参考としてつけてございます。JICAの見直し作業は5年以内に運用面の見直しを行う。それから、10年以内に包括的な検討を行うという、5年と10年の2段階の構造になってございます。今年度が5年目に当たるということで、今回はその5年以内の運用面の見直しに当たる作業をするということを申し上げました。

また、限られたリソースで見直しの効果を最大化するということのために、まず検討の枠組みをきちんと固めたいということを申し上げさせていただきました。その際、本ガイドラインを作成した際の有識者委員会、その議論を紹介させていただきました。その議論での共通理解、共通認識に合う形で今回の運用面の見直しにおきましては、現時点で実際に生じている不都合、そのうち10年目のレビューに基づく包括的な検討、これを待たずに直ちに対応すべきものと、これを対象にするということ。それから、開発途上国政府、それからJICAの中だけではなくて、助言委員の皆様を中心にご意見をいただきながら進めたいということを申し上げたかと思います。

また、スケジュールにつきましては、前回会合では現在の委員の皆様の任期であります6月末までに何とか課題設定までは終わらせて、そこから個々の課題について検討を進めていきたいということを申し上げたかと思います。

また、運用上の課題としまして、過去に助言委員会で議論になった主な項目としまして、例えばその不可分一体の事業の範囲、そういった用語の解釈の問題や、それからスコーピングの実施方法に係る共通理解が不足しているのではないかといったようなことを6点ほど例として挙げさせていただきました。

これに対しまして委員の皆様からさまざまな貴重なご意見をいただきましたけれども、そのうち私どもに対して直接いただいた宿題的なものとしましては、大きくここに挙げております4点にまとめられるかと思います。

一つ目は、これまでの助言委員会の場で事務局から配布させていただいた資料のうち、運用に係るものを整理すべきということでございます。

それから、2点目としまして、これまでの助言委員会で多くの論点が議論されていた

わけでございますが、それこそが運用の見直しに当たって貴重な財産なので、ぜひそれを事例ごとに議論の対立点等を含めて具体的に整理すべきというようなご指摘を多くの委員からいただきました。

3点目としまして、私どもが例として挙げさせていただいた検討課題に加えまして、助言委員会の役割、責任、そういった点を含む助言委員会そのものの運用について。それから、海外投融資事業のガイドライン上の扱い。それから、ウガンダの水力発電事業に関するものでございますけれども、国立公園内での事業実施の可否、それから条件といったところが検討すべき課題として話に挙がったというふうに理解しております。

また、せっかくこの段階で運用面の見直しを行のであれば、10年目の包括的な検討につなげると、そういったことを意識して見直しを行うべきであるといったようなご意見もいただきました。

こういったご意見、宿題への対応がまだ途中段階で恐縮ですが、次のスライド4でございます。まず、過去に事務局から配布した運用に係る資料を整理してほしいというご意見に対するものでございます。

別紙1としてお配りしている事務局配布資料一覧というタイトルのA3縦の資料をご覧いただければと思います。ここではこれまでの助言委員会全45回ですかね、この全体会合におきまして通常の案件の説明資料、これ以外で事務局から配布した資料をすべてリストアップいたしました。これに基づきまして、裏面の下でちょっと見にくくて恐縮でございますが、助言委員会の運用に関するもの、それから個別案件に関するものということで簡単に整理をしてございます。これに本来資料がつくわけですが、この資料自体大部でございますので今回はその資料そのものはお配りしてございませんが、個々の論点について議論する段階ではそれらも当然必要になってくるものと考えてございます。

続きまして、これまで論点になったものについてその事例ごとに整理すべきという、一番多くいただいたご意見でございますけれども、これが別紙2の検討課題リストというA3横の紙でございます。左側に検討課題、項目としてリストアップしてございます。ここには前回私どもからお示しをしたもの、それから委員の皆様から追加でご意見いただいたもの、それからその後私どもで過去の議事録を洗った中で確認されたもの、それをリストアップしてございます。先ほどのこれまで配布させていただいた資料、それも踏まえてつくっておりますので、そこのものもすべてカバーされているというふうに理解してございます。

ちなみに、1点だけ、助言委員会自体の運用、これにつきましてはこれがもしかすると最も重要な検討課題ということになるのかもしれませんが、他のものとはやや性格が異なりまして、個々のプロジェクト、これに関連するものではございませんので、このリストの中には含めてございません。

リストアップするに当たりまして、過去の議事録も一通り当たったつもりではございますが、何分量が多いですし、重要な論点で私どもが見落としているものもあるかもしれません。またこれまで委員会で議論になってなくてもこの機会にぜひ議論しておくべきだというものもあるかもしれません。

そういうことで、大変恐縮なのでございますけれども、こういった重要な論点も委員会の場で議論されていたはずだとか、あとはこういった論点を追加すべきだという課題がございましたら、今から大体3週間ぐらい、4月25日金曜日、これを一つの目処としまして事務局までご連絡いただければ大変幸いに存じます。

この検討課題リストでございますけれども、一番左の列に検討課題の項目、それから右に順にガイドラインの該当箇所、それから議論になったプロジェクト。複数のプロジェクトで議論になっている場合も多いですのであくまでプロジェクト例としております。それから、議論になった全体会合、それから助言委員の皆様からいただいたコメントの要旨、それから私どもの発言の要旨といった形で整理をすることを考えてございます。まだ三つの課題しか埋めておりませんし、それぞれ記載ももう少し充実させたほうがよいということもあるかもしれませんが。なぜこの三つかと言いますと、最近議論されたもので現在の事務局のメンバーの記憶に残っていて単にまとめやすかったというだけでございまして、それ以上の理由はございません。

他の課題につきましても同様に作業を進めたいと考えておりますけれども、作業が手戻りになってもいけませんので、今回途中段階のものではありますけれども、共有させていただいて、整理の仕方としてこういうことでよいのかどうか。例えばこういう項目をつけ加えるべきではないかとかさまざまご意見もしあればいただければと考えてございます。

続きまして、助言委員会の体制の案について、でございます。スライド5でございますけれども。現在はこのスライドの左側にございますとおり、全体会合のこういった場で見直しの進め方、それから対象とすべき検討課題について私どもが案を提示させていただいて委員の皆様にご意見いただくという形で進めてございます。検討作業が7月以降本格化するということを見越しまして、集中的に議論するためのWGをつくって、そこでご議論いただいてはどうかというふうに考えてございます。通常のと言いますか、個別案件を対象とするWGとは別に、運用面の見直しを対象としたWGをその見直し期限の2015年6月末までの時限的措置として設置するということでございます。

それから、最後に当面のスケジュールでございます。前回の会合ではスライドの左側にありますとおり、現在の助言委員の任期である6月末までにできればアジェンダを確定するところまではしておきたいと。それから、7月以降に順次検討を行って、来年度見直し期限の2015年6月末までに見直し結果を公表したいということを申し上げました。

右側はその最初の検討課題の確定のところについてもう少し、各回の全体会合で私

どもがどういうことを説明させていただく予定かということをブレークダウンしたものでございます。4月の全体会合のところはまさに本日ご説明している内容でございまして、5月の会合では、先ほどの別紙2ですね、検討課題のリスト整理、これについて第1案をご説明できればと考えております。また、6月の会合では5月会合でいただいたご意見を踏まえて、それからJICAの中でのヒアリングの結果として追加で意見が出てくるかもしれませんので、もし間に合えばそれも踏まえた形で検討課題の整理の結果と。あと何を優先課題とするかというJICAとしての案を示すことができればなと考えております。

また、先ほど助言委員会の下に運用見直しのWGを設置するという案をお話ししましたけれども、助言委員会の本来業務は個別案件に対する助言ということになっておりまして、設置要綱の調整が若干必要になるかと思いますので、それについてご説明できればというふうに考えてございます。

それから、開発途上国政府にもアンケートをすることを考えておりまして、こちらはやや時間がかかりそうですので、できれば6月、難しければ7月の会合で結果をご報告できればと考えております。JICA内のヒアリングも6月としておりますが、7月にずれ込む可能性もございます。

概ね6月の会合で優先すべき検討課題について共通認識ができれば7月の会合でそれについてご確認いただいて、運用見直しのWGの人選等々含めて、実際の検討作業の進め方について話ができればと考えてございます。あくまで現時点での見込みというか考えでございますので、なかなか予定どおりには進まないかとは思いますが、何とか現在の委員の皆様の任期中に課題については概ね目処をつけたいと考えてございます。

以上でございます。

○村山委員長　ありがとうございました。

それでは、今日のご説明について何かご質問ご意見がありましたらお願いいたします。

○平山委員　先ほど助言委員会の下に運用に関する個別の委員会をつくって検討するというふうなことを言われたのですけれども、私は助言委員会の運用について前回も、それからこれまでにも随分意見を出してきているのですけれども、そのポイントというのは、要するにJICAとそれから助言委員会との責任分担の関係というのが一体どうなっているのかというこの点でありまして、この助言委員会の位置づけ、ないし運用に関する検討をするということであれば、それは助言委員会の下に専門の委員会をつくるのではなくて、JICAの審査部なりどこかにおつくりになって検討されるのが、少なくとも私の問題意識からは筋ではないかという気がしております。

○村山委員長　今のご意見に対して、今の時点でコメント何かありますでしょうか。

○山邊　なかなか難しい部分かと思います。JICAの審査部の中に、JICAの中につくっ

て検討すると。運用面の見直しということでございますので、基本的にはJICAで検討すべきという話もございまして、そういうJICAの中に検討のグループをつくってそこで議論というのはもちろんあるのですけれども、ここで私のほうから申し上げた趣旨は、助言委員会の皆様がまさにその運用面でのいろいろ知見が詰まっているので深くご意見をいただきたいということでございます。全体会合の場でこういった形で意見をいただくということでももちろんそれはそれで非常に貴重なのではございますが、より突っ込んだご意見をいただくということになると、皆様のお時間もかなりとってしまうことになるのかなと。それで、全体会合ではほかにもいろいろと本来の議論の部分がございますので、それにこれも入れてしまうと全体会合がうまく機能しないのかなということで、より集中的に議論する場としてWGということでご提案させていただいた次第でございます。

　平山先生のご意見も踏まえましてどういった形がいいのかというところにつきましては、改めて検討させていただきたいと考えてございます。

○村山委員長　今のご意見の確認をさせていただきたいのですが、平山委員のお考えだと、助言委員ではなくてほかのメンバーで議論したほうがいいのではないかというご意見でしょうか。それとも、この助言委員のメンバーだけれども、別の組織で検討したほうがいいということでしょうか。

○平山委員　私が申し上げているのは、ほかの委員とかこの助言委員会の委員でとかというところではなくて、JICAのほうで責任を持って議論をされるべきであって、助言委員会が責任を持って議論すべき事項ではないのではないかということです。

○村山委員長　わかりました。その意味では恐らく私の理解ですと、あくまで見直しはJICAのほうでされるので、我々としてはそのための参考になる情報を経験に基づいてインプットするという位置づけなのかなと理解をしています。そのような形でよろしいでしょうか。

○山邊　そのような理解で結構でございます。

○村山委員長　まだ本格的な議論までには時間がありますので、今平山委員からご提起いただいたことも含めて進めていきたいというふうに思います。

○石田委員　今平山委員がおっしゃったことでふと思ったのですが、WGを私たちがやるという、私たちの中から選んで主査も決めてやるということは、実施上JICAさんにとっても実施はしやすい、つまり有用性が高いかどうかはともかくとして、実施上の利点はあると思うんですよね。ただ、そこに判断基準を置いていいのかなというのは若干疑問に思いました。疑問というよりコメントというかクエスチョンというか。

　そもそもこの運用規定というかガイドラインをつくったときにはいろいろ幅広い形で委員の方々を募集されて、これをつくり上げた委員の方々いたわけですよね。私たちは運用の支援のメンバーとして選ばれているので、委員の若干趣旨が違うようにも思うんですね。環境社会配慮ガイドラインのオペレートという事業を実施する中で、

ここの案件を通じて環境社会配慮に対する実施体制を含めたものに対して助言をプロジェクトを通じてやってきたわけですよ。恐らくそういう性格のものだろうと思うのですよ、私たちが選ばれた理由は。そこに今度は見直しをしようというときに、その見直しをする目的に対して、もちろん私たちもそれぞれ皆さん専門家であり専門領域であり環境社会配慮ガイドラインを通じたいろいろなことは熟知していますけれども、ただそれでいいのかということです。そこに任せてしまっていいのかというのは若干気になるような気はしますよね。

だからといってその上に監査委員会をつくるとまた屋上に屋を重ねることになって、例えば御大である原科先生を呼んでくるとかいろいろな方がいらっしゃるので、そういう方を呼んでくるとまたそれはそれで事務手続きも大変だと思いますけれども。そこは見直しするときの公開性だとかトランスペアレンシーだとか説明責任というところも含めて、外部に対して説明がきちんとできるのかなというところは気になりますね。内部でちゃちゃっとやってしまったというようなことにならないようにやはり手続きはきちんと踏まれるなり、必要であれば外部に委員会を設けるというようなことをJICAの中でもう一度再検討されてもいいのではないかなと。それをしてくださいとお願いしているわけではなくて、ということを再検討されてもいいのではないかなというふうには感じました。

以上です。

○村山委員長　ご意見ということで。

では、長谷川委員。

○長谷川委員　今のことにもかかわるのですが、この見直しに当たって多くの人がいろいろなかかわり方をすべきだと思うのですが。国際協力専門員の方がこの委員会当初始まったころは大分オブザーバーでおられたり、いろいろな参考的な資料も提供してくれたりということで、専門員の方がかなり活躍される場があったんですね。ガイドライン作成したときにも専門員の環境部門の方が大分情熱をもってかかわっておったと思うのですが。ですから、我々と一緒にやるのかあるいは別途やるのか、あるいは単にヒアリングになるのかわかりませんけれども、ぜひ環境部門の専門員の方を有効に使われたらどうかなという気はします。

それからもう一つお願いですけれども。ちょっと古い話ですが、まだJBICと一緒にならない前、JICA単独であったときにガイドラインがつくられた、それでそれをどう運用していくかということで基礎研究の運用のための基礎研究委員会というのが2003年、2004年、ここにいらっしゃる村山委員長、それから今日はおりませんが松本委員、それから私もちょっとかかわらせてもらって、半年以上かかってどのようにガイドラインを運用したらいいかという研究会があったのを御存じだと思います。

JBICが一緒になって新ガイドラインになったわけですけれども、その運用のための研究会で話された内容というのは大分同じように使えるような議論だったと思います。

ですから、この2004年で検討を研究された運用上の諸課題が一応報告という形で上がってきた、それがここまでどれぐらい活用されたのか、あるいはそこでの議論がちょっと見当違いのようなことになっていたのか、その辺を見直すということもぜひせっかくある報告書ですから、それをどこかで踏まえながら役に立ててもらいたいなというふうにちょっとお願いですけれども、思っております。
　以上です。
○村山委員長　ほかいかがでしょうか。日比委員。
○日比委員　これまでのご意見と違ってもう少し具体的にこの表の項目についてなのですけれども。この横長の別紙2の一番下、国立公園内の事業実施の可否及び条件というところなのですけれども。これがガイドラインの該当箇所別紙3としていただいているのですけれども、私の理解では別紙3というのはあくまでここにリストアップされていることを通して何がカテゴリAに該当するかをスクリーニングする役割が別紙3かというふうに理解しております。それはそれで国立公園の事業実施の可否及び条件を検討課題として加えること自体はいいのかもしれないですけれども。特にこれが出てきた背景、ちょっと前回私欠席してましたので、もし思い違いをしていたら申し訳ないのですけれども。この課題というのは多分ウガンダの件から派生していると思うんです。となると、むしろガイドラインの別紙1の19ページの法令基準計画等のところの2番が一番議論の対象になったのかなというふうに思うのですけれども。そこはいかがでしょうか。
○山邊　そういうことだと思います。すみません、そこまで十分に気を配ってございませんでしたが、日比委員のご指摘のとおりかと思いますので、修正させていただきたいと思います。
○村山委員長　今の点は、表の中の一つ上に日比委員がご指摘された項目が入っていて、かなり一体的ですよね。生態系及び生物相の話もここに絡んでくるので、このあたり一体としてどう扱うかということになるかなと思います。
○日比委員　私は、その一つ上もそうなのですけれども、このガイドラインの一つ上は多分19ページの下のほうの生態系生物相のところを触れていると思うのですけれども、その上の法令基準等々2のところ、一体的に議論すべきというのはそのとおりかと思います。念のため、すみません。
○村山委員長　わかりました。そうですね、今の点はウガンダの案件に限らず、何件かあったと思いますので、この点は一つのポイントかなと思います。
　ほかはいかがでしょうか。清水谷委員。
○清水谷委員　この横長の別紙2のところで追加を検討していただきたいということで幾つか意見を述べさせていただきます。私今から言いますのは、全体会合というよりもワーキングの中でいろいろ議論されてちょっと疑問に思った点なのですけれども。
　まず一つ目は、スコーピング案のワーキングのときに、事業の説明をしっかり記述

がなくて、それで余り記述がないままワーキングを議論しないといけないというような状況が起きていたり、あるいは土地利用図だとかかなり基本的な情報がないままスコーピング案のワーキングを始めないといけないというようなことがあったりしています。

海外の話ですので、国内であればスコーピングをする前にそういう書類の情報を集めて既存の情報を集めてスコーピングまでに準備するということは可能だと思うのですけれども、もしかしたら海外のことだから実際のDFRを作成するに当たっての調査の中でそれをつくるということもあるのかもしれないですけれども。ちょっと私自身が感じたのは、ある一定レベルの情報がスコーピング案のワーキングをやるときにそろってない、あるいは案件によっていろいろまちまちでないかというのが一つです。

二つ目の点は、スコーピングのときに環境影響がどのくらいの、AなのかBなのかというところでランク付けをするところで、例えばベトナムの確か新幹線の話だったと思うのですけれども、既に環境対策をやったとか技術対策をやった上での環境影響の評価が出てくると。何か一般的には事業そのものから影響を受ける環境影響評価をするというよりも、そのとき議論になったのは既に環境を保護するためのミティゲーションメジャーも含めた形を想定して、そこで最終的にどのぐらいの環境影響になったかということでランク付の表が出ていたというふうに認識しております。

そういった意味で案件ごとに出てくる情報がいろいろまちまちだったので、そのあたりを統一していくことも重要ではないかと思っております。

以上です。

○村山委員長　ワーキングの際の資料の熟度みたいな話でしょうか。もう少し広げると、スコーピングの実施時期もある程度統一するということがあるかもしれないですね。

ほかにいかがでしょうか。

○石田委員　手短に述べます。ガイドラインの19ページの社会的合意のところ、別紙1ですよね、別紙1の社会的合意のところなのですが。いつも気になっているのは社会的合意の2番のところで、アクセスが弱いことに留意し適切な配慮がなされていなければならないというふうに書いてしまうと、適切な配慮を決定するのは結局はJICA調査団であり、相手国の政府であって、住民から見た適切な配慮というのはほとんど問われることがないわけですね。調査期間の短さとか調査のアプローチのやり方もありますし。

ということで、こういうところは適切に配慮という言葉をこうやって憲法に書いてしまうのではなくて、やはりここは弱者の十分な参加が保証されていなければならないというふうに必要ではないかというふうに考えます。それはコメントでまた書きます。

以上です。

○村山委員長　石田委員にお願いをしたいのは、コメントで書いていただく場合にはあくまで今回運用の見直しなので、文言をこう変えるべきということになるとガイドラインの改定になってしまいます。ですから、こういう表現になっているガイドラインをどう解釈するかということについて、コメントいただいたほうが今回は適切ではないかなと思います。この段階で共通の理解とすれば一応運用レベルでは生きてくると思います。10年経ってこの文言はやはり変えるべきだという話になれば、今のお話はダイレクトに効いてくるということになると思います。
○石田委員　わかりました。
○村山委員長　長谷川委員。
○長谷川委員　すみません、何度も。どんな項目があるかというのは、先ほどあった期日、4月25日までにおいおい出させてもらいたいと思いますが。一つ今具体的にお願いしたいなと思うのは、この話かとまた皆さんに怒られそうですけれども。例えばガイドラインの1ページですね、1の1の理念の2段落目ですけれども、2段落目の2行目の最後ですか、開発に伴うさまざまな環境費用と社会費用を開発費用に内部化するみたいな箇所。それから、これをより具体的にということでは、18ページの別紙1ですね、基本的事項の2番目ですか、ここにも一、二行目あたりに環境関連費用便益をできるだけ定量的な評価という形にございます。

それから、もう一つ別紙2ですね、23ページ、これは真ん中辺に代替案の話があります。この4行目あたりに、それぞれの代替について環境影響を可能な範囲で定量化し、可能な場合は経済評価を付すという文言がございます。

これをどこまで踏み込んで各案件やるのかということで、ワーキンググループ等でも私必ずではありませんでしたけれども、特にこの案件はやれそうかなとか、あるいはみてほしいなという場合にはここを指摘させて助言にしたこともありました。ワーキンググループでやりとりをした委員の方々の意見を聞くと、やはりこれは重要なところだからこういった全体的な会合で検討することも重要ではないかという委員もおれば、いわゆる環境というものは定量化さえ難しいんだから、それを金銭価値に置き換えるなんていうところはこれはやっちゃいけないんだというふうなところを主張される委員の方もおりました。ということで、こういうふうな書きぶりがあるものですから無視できないんです。

極端な話、もうこういうやり方は特にガイドラインにも載せる必要ないんだという議論が最終的にあってもいいかもしれませんが、今の段階は5年以内の見直しということですから、こういった環境費用便益の内部化という、直接的には経済評価の費用便益分析の話になってくるのですけれども、どのように解釈して、どういったときに運用面で実際にやってもらうような方向性に向かわせるのか、こういったことを改めて議論してほしいなというふうに思います。

これを読んだ、かかわっている人たちもどこまでやるんだ、一体何の意味があるん

だというところがあろうかと思うので、その辺も含めて一つの項目にしていただけたらなと思います。

とりあえず今一つ、ありがとうございました。

○柳委員　石田委員とそれから長谷川委員の指摘に若干関係するのですが、このガイドラインの解釈とその運用の範囲について、これは先ほどの社会的な合意のところもそうなのですけれども、どういった対応をするのかというその射程をある程度整理して明確にしておく、そういうことが今回必要なのだろうと思います。それはあくまでもガイドライン解釈とその運用の範囲内で、ですね。ガイドラインそのものを改定するわけではなくて、その10年後を見てそういうような整理をしておく。

例えばほかに追加すると、19ページの法令基準計画との整合でも、これはいろいろと今まで議論になりましたけれども、2項の指定地域の範囲をどうするか。この当該指定地域というのは指定外でも実施する場合があってもそれに含むんだと、これも解釈運用の議論がいろいろあったわけですね。そういうふうに考えてやりましょうということで一応の合意は出ていますけれども、そういうのが明文化されていないので、その事案では問題になったところですよね。そういうところを明文化しておいて、それをガイドラインの改定に10年後につなげていくという作業をやはりやる必要があるんだろうと、そういうふうには思っております。

○村山委員長　平山委員、どうぞ。

○平山委員　2点ありますが、最初は長谷川委員が言われた意見なのですけれども、あの議論は私が行政におりましたときにも非常に難しい議論で、私自身は、これは個人的な考え方かもしれませんけれども、もう無理だというふうに考えているような議論であります。これはどういうことかと言いますと、経済をおやりになっている方ならおわかりだと思いますけれども、公共財については市場メカニズムの失敗、市場の失敗ということが指摘されているという、そこのところをどのように克服するかというところがきちんと議論できなければ、ガイドラインにどのように書かれていようと、長谷川委員が何を言われようと、この問題というのは先に進むことができないのではないかというそういう感覚を私自身は昔から持っておりまして、逆にそのように経済的な価格とか指標とかで前に進むことができれば環境行政というのはいかに楽なのだろうというふうに何度も思ったことがありますけれども、そこは非常に難しいのではないかというのがありまして、この議論をもちろん、やるというのはそれはそれで結構だとは思うのですけれども、非常に大きな議論になるのではないかなという気がちょっといたしますという、そこが1点です。

それからもう一つは、今日出していただいた横長の、先ほど日比委員がお使いになった資料だと思いますけれども、環境社会配慮ガイドラインの運用面の見直し、検討課題リストという、これの上から2番目の不可分一体の事業の解釈というところですけれども、これは皆さん御存じのように満田委員がご指摘されたことで、私は聞いてい

て思いましたのは、不可分一体というのは、満田委員のおっしゃり方というのは、これは地域的な不可分一体性、それからJICA等がおやりになる事業的な不可分一体性という、こういうことだろうと思うのですけれども、

私が気になりましたのは、時間的なことも考えてみたらどうかということで、これは全体委員会でもお話をさせていただきましたけれども、どういうことかと言いますと、明らかにこのティラワのこのミャンマー政府の行動というのは事業の内容・地域的には言うまでもなく事業そのものであり、不可分一体のわけなのですけれども、その不可分一体の事業を、時間を、つまりJICAが関与する時間までにやってしまうということで、時間を遡らせることによって不可分の問題ではなく別の活動であるというふうに、非常にずるがしこい政府の人がおられたとしたらそういうことを考えてやられたという、脱法行為的にですね、そういう可能性があるということなのです。

この不可分一体の事業の解釈というものの中には、この地域的、それから事業的な不可分一体性の議論のほかに、今度は逆の方向での時間的な不可分一体性、本来は不可分一体な事業なのだけれども、時間的に前倒しすることによってそれを可分のものとしてこの助言委員会なりJICAの判断から逃れるという、そのようなやり方をするというそういう問題も含めていただいていいのではないかなということを繰り返しちょっと指摘させていただきます。

○村山委員長　ありがとうございました。

具体的な内容についていろいろとご意見をいただく機会が今日だけでは恐らく足りないのだと思うのですが。今日は今回の見直しの基本的な考え方とスケジュールあるいは体制というところを出していただいて、基本的な方向としては先ほど柳委員に整理していただいたように、ガイドラインを前提としながらもどういうふうに解釈して運用していくか、それの共通理解の何か資料を作成していくということになると思います。

体制については先ほど最初のほうでご議論を少しいただきましたが、スケジュールについては何かありますでしょうか。大体このような形でいいかどうか。もし何かお気づきの点があれば出していただきたいと思いますが。あるいはほかの点でも結構です。

○作本副委員長　スケジュールの点ということで、今残すところ2カ月しかないんですね。そんなに急いで固める必要があるかということと、委員構成が変わるかもしれないということであれば、例えばこの事務局で挙げられたご承認があれば何もそんなに急ぐことはない、かといって長引かせるということは無意味だと思いますけれども、2カ月が仮に3カ月、4カ月になってもそこは緩く考えていいのではないかと僕は時期については思います。

あとちょっと今までの議論を聞かせていただいてちょっと私自身が感じることは、柳委員がおっしゃったように、あるいは委員長がおっしゃったように、やはり5年目の

ここでの我々が気づいたことをとりまとめておくと。10年後にこれが最終的に正しかったかどうかということも反省も含めて役に立つようにもっていくということを中間段階のメモとして残していけばいいのではないかと思うのですね。それが最終的に我々を拘束する内容になるのかどうかということは二の次で、ただ今5年間実際我々適用してきて試行錯誤の中で一定のこの解釈を含めて、全体の上で、そこをとりまとめておく。今いただいたような資料もできるだけ別添として白表紙ででも散逸を防ぐためのということであればそれで十分目標達成できるのではないかと思うのですね。ここであえて解釈についての結論を求めようということは個々の点について余り必要ないのではないかと。むしろ問題の所在、気になったポイントをともかくまとめておくということで次の例えばグループなり次期の人たちに譲るということで私はよろしいのではないかと思います。

その場合にただまとめるとしてもやはり全員のこの委員会でやるには余りに意見が散逸するでしょうし、ということでやはりワーキンググループぐらいの小規模でベースをつくってもらって基礎をつくって、それを皆さんにまた還元してもらうというやり方が一番いいのではないかと私は思います。

その場合、やはりガイドラインそのものの解釈から出てくるところでいろいろ気づいた点、あるいは文言で触れていてもらったらよかっただろうなとか、あるいは解釈どこに疑義が生じる、そういうようなことをそれなりにワーキンググループで出してもらうというようなことで。ガイドラインそのものから出てくるような文言についてですね。

あとは、例えば時間の流れの中で地熱発電なんていうのもやはりガイドラインをつくった後で盛んに議論されてきたテーマでありますから、そういうようなことについて気づいた点があれば入れるとか、あるいは海外投融資の、ここにもう既にいただいたと思いますけれども、海外投融資事業というこの新しい事業も入ってきたというようなことについても将来の改定では気をつけてくださいというような形での議論もあるでしょうし、簡単なメモみたいなものもあるでしょうが、それをとりあえずこの段階で集めておくと。後世にというと変ですが、次の委員会等に送るという役目が一番大きいのではないかなという、個人的には思っています。

以上です。

○村山委員長　松下委員。

○松下委員　スケジュールとは違いますが、先ほど長谷川委員が提起された環境社会関連の費用便益の定量的な評価あるいは定性的な評価に関してですが。これについては基本的にはガイドラインに書いてある方向で私は検討すべきだと思っています。ただし、定量的な評価がどこまでできるかとか、定性的評価にとどまざるを得ないかということは現実のいろいろな方法論の進展状況に依存します。学問的には随分最近進歩しているという理解をしています。そういう状況をちゃんとレビューすると同時に、

実際に開発援助の分野でどういう方法が国際的にも適用されているか、そういう客観的な事例を少し整理していただいて、そういう中でJICAとして最低限ここまでやりましょうとか、あるいはこれは少し難しい部分だとか、そういう相場観が判断できるような客観的資料を準備していただけると、議論する上で大変役に立つというふうに考えます。

以上です。

〇村山委員長　JICAの事例でもかなり近づいたものが中にはあったような気もするので、そのあたりも少しレビューができるといいかなと思います。

ほかは大体よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございました。

では、今日2回目ということで議論をさせていただきましたが、一応今日のご提案では4月25日までに課題についてぜひ委員の方から出していただきたいということです。それを踏まえて次回の会合で整理して次につなげるということですね。

最後、何か事務局からありますでしょうか。よろしいですか。

では、そういう形で進めさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

では、スケジュールになります。簡単に確認をさせていただきたいと思います。

〇柿岡　今後の会合スケジュール確認に先立ちまして、1点ご連絡差し上げたいと思っておりますが。

この助言委員会もおかげさまで間もなく丸2年、7月8日をもちまして第2期が満了する予定でございます。2年前と同様にまた改選の手続きを今月進めていきたいと思っておりまして、こちらほぼ2年前のJICAホームページで掲載させていただいているものと同様でございますけれども、4月21日より国際協力機構環境社会配慮助言委員会委員の募集についてということでご案内差し上げる予定でございます。

募集内容、要件や手順につきましては前回とほぼ同様でございますけれども、4月21日にこういった内容をホームページ上に掲載いたしまして、5月9日、ゴールデンウィーク明けとなりますけれども、この日までに応募いただくという形で手続きを進めてまいります。

今現在助言委員を務めていただいております皆様にもお世話になっておりますけれども、引き続き、お忙しい中大変恐縮でございますが、第3期の助言委員のご協力ご支援をいただければというふうに思っております。

また、正式にホームページに掲載された段階でご連絡、お伝えしたいと思いますけれども、本日はこういった内容で募集をするということを事前にご報告させていただきました。ありがとうございます。

引き続きまして、今後の会合スケジュール確認ということになりますけれども。次回、第47回の全体会合につきましては、ちょうど次期助言委員会委員の募集締切りと

同じ日でございますけれども、5月9日、JICA本部にて開催いたします。場所はここ113会議室となりますのでよろしくお願いいたします。

ありがとうございます。

○村山委員長　それでは、募集ということですので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

委員のほうから何かありますでしょうか。

もしないようでしたら、今日の全体会合をこれで終らせていただきます。

どうもありがとうございました。

午後4時43分閉会